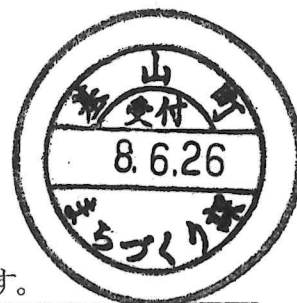


様式第3号（第10条関係）

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。



提案期日	令和 8年 6月 29日 26	
提案種別	提 案 ・ 意 見 ・ 要 望	
提案件名	第13区 公民館前法面の樹木管理について	
提案者	住所又は 所在地	基山町小倉1673-145 電話 090-5735-9763
	氏名又は 名称	第13区 区長 中島 隆生
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 ☒ 希望する 一部希望する（ ） ☐ 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	第13区公民館前の山林は私有地ですが、樹木の繁茂により道路及び歩道周辺の安全確保が懸念されています。 これまで地域住民が自主的に剪定等の維持管理を行ってきましたが、高齢化の進行により継続的な対応が困難になっています。 安全確保のため、地権者への適切な管理の働きかけや必要な対応について検討されるよう要望します。	
提案の背景	第13区公民館前の山林は町道及び歩道に隣接しており、樹木の繁茂や枯れ枝の落下が懸念されています。これまで自治会が自主的に枝払い等の管理を行ってきましたが、作業には法面での高所作業を伴うため危険性が高く、担い手となる自治会員の高齢化も進んでいます。	
提案の課題	当該山林は私有地であり、本来は地権者による適切な維持管理が必要ですが、これまで地域住民が自主的に剪定等を行い、安全確保に努めてきました。 しかし、自治会員の高齢化が進み、法面での作業は危険を伴うことから、こうした維持管理を継続することが難しくなっています。 今後、樹木の繁茂や枯れ枝の落下、倒木等による事故が懸念されることから、町から地権者へ適切な管理を働きかけるとともに、安全確保に向けた対応を検討していただきたいと考えます。	

目標設定	地権者による適切な樹木管理を促すとともに、地域住民や道路利用者が安心して利用できる安全な道路環境を維持・確保する。
提案内容	

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。